

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則第一条の三第七項中「第十三条の二第二項第一号ただし書」を「第十三条の二第三項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。